

# イノベティブ・カーボンニュートラル戦略ファンド

## カーボンニュートラルに貢献できるファンドを目指して



平素より「イノベティブ・カーボンニュートラル戦略ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。当ファンドの実質的な運用を担当する、アリアンツ・グローバル・インベスターズU.S.LLC（以下、アリアンツGI）からの情報を基に、カーボンニュートラルに貢献できるファンドを目指した動きなどについてご報告いたします。

### EU（欧州連合）のサステナブル投資基準を満たす準備を進めています

- 当ファンドは、カーボンニュートラルの達成に向けた動きの中で、持続的に利益成長が期待される革新的な企業に投資することで、信託財産の増加とカーボンニュートラルへの貢献を目指しています。
- 環境に配慮した企業経営や投資が注目されるなかで、足元では企業や運用会社等によるグリーンウォッシング（環境配慮についての誇大な喧伝）の増加が問題となっています。
- そこで、当ファンドではカーボンニュートラルへの貢献度を高めるために、カーボンニュートラルへの貢献が確認できるKPI\*1（評価指標）の選定を急いでいます。
- また、このKPIを活用することで、2022年年央に向けて、サステナブル投資\*2の世界標準となりつつあるEUのSFDR\*3（持続可能性に関する情報開示規則）における8条準拠ファンド\*4の条件を満たすための準備を進めています。

### <今後のスケジュール>

#### 現状：KPIの選定

カーボンニュートラルへの  
貢献が確認できる  
KPIの選定

#### 今後：KPIの活用方法の決定

KPIを活用することで  
カーボンニュートラルへの  
貢献を高める工夫をする

#### 2022年年央の目標

カーボンニュートラルに  
貢献できるファンドとして  
SFDR8条の条件を満たす

※計画は、前後あるいは中止となる可能性があります。

\*1 KPI（Key Performance Indicator）は、銘柄選択やファンドのカーボンニュートラルへの貢献の確認等のために活用します。  
 \*2 サステナブル投資とは、持続可能な社会の実現への貢献を目的とする投資。  
 \*3 SFDR（Sustainable Finance Disclosure Regulation）はEU域内で販売される金融商品等に対する規則で、国内投資信託である当ファンドは規則の対象外です。  
 \*4 SFDR8条準拠ファンドとは、環境・社会的な特性を促進し、これらの要因を投資プロセスに組み込んでいるファンドです。  
 ※上記は当資料作成時点における方針等であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。方針等は今後、予告なく変更する場合があります。

## 基準価額の推移

- 2022年の年初以降、**インフレ懸念を背景に世界的に金融緩和局面の終了や金融引締め局面へ移行が早まる**との見方等から、**基準価額は軟調に推移**しています。
- **ウクライナ情勢の悪化の影響は限定的とみられ、足元の基準価額は反発**しています。

### <基準価額の推移と期間別騰落率>

(2021年3月30日(設定日)～2022年3月1日、日次)



\* 2022年の年初来。

(注1) 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

## ファンドの特色

1. イノベティブ・カーボンニュートラル戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界の取引所に上場している株式から、主として脱炭素化社会実現に向けた取り組みやイノベーションに貢献する企業、あるいはその恩恵を受けることが期待される企業の株式に投資を行います。
    - 預託証券（DR）、上場投資信託証券にも投資を行う場合があります。
    - 企業の成長見通し、財務健全性、バリュエーション等の分析・評価を行い、銘柄選択を行います。
  2. テクノロジー・イノベーションとクリーン・エネルギーに関連する企業の投資戦略に強みをもつ、アリアンツ・グローバル・インベスターズU.S.LLCが実質的な運用を行います。
    - マザーファンドの運用にあたっては、アリアンツ・グローバル・インベスターズU.S.LLC（本社：米国カリフォルニア州サンフランシスコ）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。同社は、ドイツのアリアンツ・グループ傘下の運用会社です。
  3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
    - 基準価額は為替変動の影響を受けます。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

#### ■ 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

#### ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

### 〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 投資リスク

## その他の留意点

- ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄投資を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## お申込みメモ

## 購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

## 購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

## 換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## 信託期間

2031年4月7日まで（2021年3月30日設定）

## 決算日

毎年4月7日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨークの取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に**3.30% (税抜き3.00%) を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に**年1.925% (税抜き1.75%)**の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料  
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
  - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
  - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
  - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

## 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

## 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> コールセンター： 0120-88-2976 【受付時間】 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 株式会社SMBC信託銀行
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。
投資顧問会社	マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。 アリアンツ・グローバル・インベスターズU.S.L.L.C

販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		※1
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○					
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○					
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		※1
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○			○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○					
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第2号	○			○		
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第579号	○			○		
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○					
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○			○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○			○		※2
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○		

備考欄について

※1：金融商品仲介業者経由のみでのお取扱いとなります。※2：ネット専用

## 重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2022年3月1日